

京地裁總第 502 号

令和 2 年 7 月 20 日

山 中 理 司 様

京都地方裁判所長 松 田



司法行政文書開示通知書

令和元年 3 月 26 日付け（令和 2 年 3 月 30 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 第 73 期司法修習生裁判所実務修習開始式について（通知）（1 月 7 日実施分）（片面 3 枚）
- (2) 第 73 期司法修習生裁判所実務修習開始式・ガイダンス等日程（1 月 7 日実施分）（片面 9 枚）
- (3) 第 73 期司法修習生開始式（1 月 7 日実施分）所長挨拶（片面 2 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(2)の文書には、個人識別情報（司法修習生の氏）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 075（257）9128

【機密性2】

令和元年12月19日

京都地方裁判所

司法修習生指導係裁判官 殿

京都地方裁判所長 松田 亨

第73期司法修習生裁判所実務修習開始式について（通知）

標記の開始式を別添の実施要領のとおり行いますので、出席してください。

## 第73期司法修習生裁判所実務修習開始式実施要領

### 1 日時

第1クール(2, 3班)

令和2年1月7日(火)午前9時40分から午前9時55分まで

### 2 場所

京都地方裁判所大会議室(5階)

### 3 出席者

京都地方裁判所

所長 松田 亨

指導係裁判官 島崎邦彦

同 入子光臣

同 柴田憲史

同 佐藤彩香

同 赤坂宏一

同 戸崎涼子

### 4 式次第

(1) 開始 午前9時40分

(2) 所長挨拶

(3) 司法修習生指導係裁判官の紹介

(4) 終了 午前9時55分

司会 京都地方裁判所事務局総務課課長補佐 出山洋子

(別紙)

第73期 修習日程

修習区分	A班		B班			
	修習期間	移動日	修習期間	移動日		
導入修習	開始日 終了日 実日数	1. 12. 5 (木) 1. 12. 25 (水) 15	31. 11. 27 (水)～ 31. 12. 4 (水) ※8日	開始日 終了日 実日数	1. 12. 5 (木) 1. 12. 25 (水) 15	31. 11. 27 (水)～ 31. 12. 4 (水) ※8日
			31. 12. 26 (木)～ 31. 12. 27 (金) ※2日			31. 12. 26 (木)～ 31. 12. 27 (金) ※2日
分野別実務修習	第1クール	開始日 終了日 実日数	2. 1. 6 (月) 2. 3. 1 (日) 37	開始日 終了日 実日数	2. 1. 6 (月) 2. 3. 1 (日) 37	
		開始日 終了日 実日数	2. 3. 2 (月) 2. 4. 22 (水) 37	開始日 終了日 実日数	2. 3. 2 (月) 2. 4. 22 (水) 37	
		開始日 終了日 実日数	2. 4. 23 (木) 2. 6. 18 (木) 37	開始日 終了日 実日数	2. 4. 23 (木) 2. 6. 18 (木) 37	
	第3クール	開始日 終了日 実日数	2. 6. 19 (金) 2. 8. 13 (木) 37	開始日 終了日 実日数	2. 6. 19 (金) 2. 8. 13 (木) 37	
		開始日 終了日 実日数	32. 8. 14 (金)～ 32. 8. 16 (日) ※3日	集合修習 開始日 終了日 実日数	32. 8. 14 (金) 2. 8. 17 (月) 2. 9. 29 (火) 30	
				選択型修習 開始日 終了日 実日数	2. 8. 14 (金) 2. 9. 30 (水) 32	
	選択型実務修習及び集合修習		32. 9. 30 (水)～ 32. 10. 4 (日) ※5日			32. 10. 1 (木)～ 32. 10. 5 (月) ※5日
		選択型修習 開始日 終了日 実日数	2. 10. 5 (月) 2. 11. 17 (火) 31	集合修習 開始日 終了日 実日数	2. 10. 6 (火) 2. 11. 17 (火) 30	
		自由研究日	2. 11. 18 (水)	自由研究日	2. 11. 18 (水)	

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

## 第73期司法修習生裁判所実務修習開始式・ガイダンス等日程

日時 令和2年1月7日（火）午前9時40分  
 場所 大会議室等

日時	事項	担当
1/6 (月) 15:00	大会議室設営（別紙第2のとおり） 中会議室設営（別紙第4のとおり） 第2会議室設営（別紙第5のとおり）	総務課職員
1/7 (火) 8:45	大会議室受付開始（修習生呼出時刻 9:10） 修習生は受付後、大会議室で待機	樺田、西林
9:10	式次第（別紙第1のとおり）説明及びリハーサル	周参見係長 (出山補佐会場内で待機)
9:35	指導官は5階ロビーに集合 ※事前に庶務係において配席図を配布し、開始式時の着座位置を説明済みであるが再度説明する（西林）	※樺田は修習生が全員着席したことを確認し、西林に伝える。
9:38	指導官を大会議室へ案内	西林（案内後、扉閉係） (樺田下座で待機)
9:40	所長を案内	周参見係長
(15分)	実務修習開始式 開始（配席別紙第2のとおり） 司会：出山総務課課長補佐 1 開式 2 所長あいさつ 3 司法修習生指導係裁判官紹介 4 閉式	(扉閉) 西林、竹田 ※周参見係長は所長案内後、後方下座に着席する。開始式終了時に後方扉を開け、前方扉担当に合図する。
9:55	実務修習開始式 終了 所長退室	周参見係長の合図を受けて (扉開) 西林、竹田
	オリエンテーション用に配席変更（配席別紙第3のとおり） ※修習生はそのまま待機 ※指導官は大会議室ロビーにて待機	総務課員
10:05 (35分)	指導官によるオリエンテーション開始	
10:50 (30分)	庶務係による事務連絡 ※この際、身分証明書携帯用のネームホルダーを配布し、以降の裁判修習中は常に首から下げて携帯するよう指示する。	樺田

【機密性 2】

11:20	ガイダンス会場へ案内 2班（刑裁ガイダンス会場）中会議室へ 3班（民裁ガイダンス会場）第2会議室へ	周参見係長 檜田 ※会場へ案内する際に、総務課へ立ち寄り、修習生の紹介及びレターケースの設置場所の説明を行う。
11:30	2班：刑裁ガイダンス（配席別紙第4のとおり）	
(45分)	3班：民裁ガイダンス（配席別紙第5のとおり）	
12:15	昼食会（各班ごと） ※お弁当を指導官+修習生人数分発注。	※配席はガイダンス時のまま
(45分)		
13:00	修習生は、各自配属部へ移動	各配属部への引率は指導官により行っていただきます。
13:30	情報セキュリティにかかる説明会（配席別紙第6のとおり） (50分)	阿部補佐、庶務係

11:20 ガイダンス会場開錠(西林)  
 民事（3班） 第2会議室 14人  
 刑事（2班） 第3会議室 14人  
 11:30 弁当到着予定  
 第2会議室 17個（指導裁判官分+3個含む）  
 中会議室 17個（指導裁判官分+3個含む）  
 弁当到着次第 ガイダンス会場に弁当を搬入

(別紙第1)

第73期司法修習生裁判所実務修習開始式式次第  
令和2年1月7日(火)午前9時40分開始 大会議室  
式次第

- 1 開式
- 2 所長あいさつ
- 3 司法修習生指導係裁判官紹介
- 4 閉式

(出山補佐) 「開始5分前となりましたので、着席してお待ちください。携帯電話などの通信機器をお持ちの方は電源を切ってください。」

1 開式

【指導官・修習生全員着席】

【所長:入室、着席】(案内 周参見)

(出山補佐) 「ただいまより、第73期司法修習生裁判所実務修習開始式を行います。」

2 所長あいさつ

(出山補佐) 「開始にあたり、京都地方裁判所 松田亭(まつだ とおる)所長が挨拶を申し上げます。修習生一同起立。」

【所長:登壇】

(出山補佐) 「礼」※修習生は所長の着席指示を待つ。

【所長:あいさつ】

【所長:降壇、着席】

(出山補佐) 「ありがとうございました。」

3 司法修習生指導係裁判官紹介

(出山補佐) 「引き続き、司法修習生指導係裁判官の紹介を行います。お名前をお呼びしますので、一言ずつ挨拶をお願いします。」

【指導官は一時立席され自己紹介】

(1) 第7民事部 島崎邦彦(シマザキ カニヒコ) 部総括裁判官

- (2) 第1刑事部 入子光臣 (イリコミツオ) 部総括裁判官
  - (3) 第6民事部 柴田憲史 (シバタノリフミ) 裁判官
  - (4) 第3民事部 佐藤彩香 (サトウアヤカ) 裁判官
  - (5) 第2刑事部 赤坂宏一 (アカサカコウイチ) 裁判官
  - (6) 第1刑事部 戸崎涼子 (トスキリョウコ) 裁判官
- 「ありがとうございました。」

#### 4 閉会

(出山補佐) 「以上をもちまして、第73期司法修習生裁判所実務修習開始式を終了します。」

「修習生一同起立」

「松田所長は御退席ください。」

【所長退室】※指導官は在席。

(出山補佐) (所長退室後)

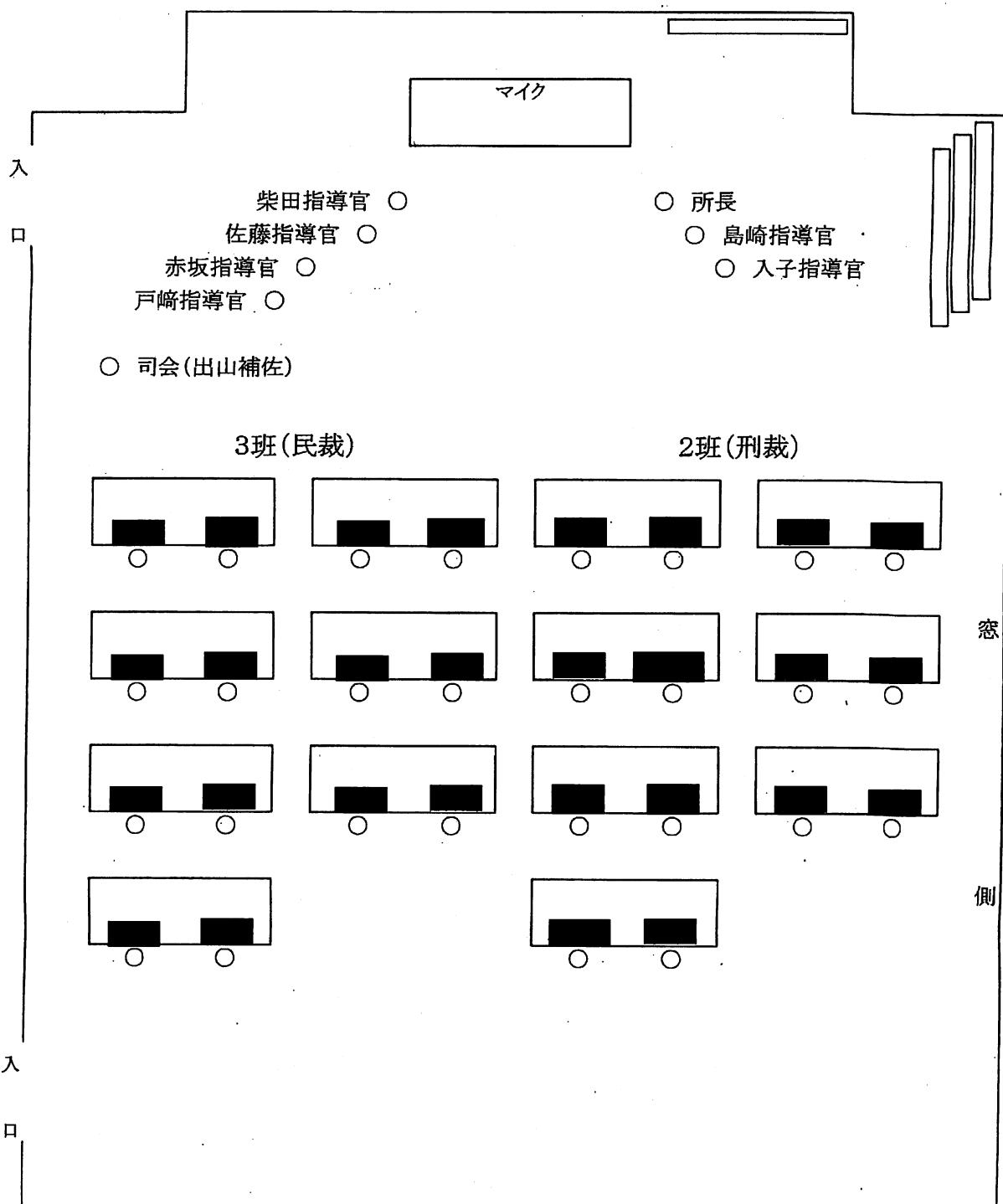
「着席。このあと、10時5分から指導係裁判官によるオリエンテーションを行います。指導係裁判官の皆様は大会議室ロビーでお待ちください。司法修習生の方はこのままお待ちください。」

(別紙第2)

## 第73期司法修習生実務修習開始式配席図

日時 令和2年1月7日(火)午前9時40分~

場所 大会議室

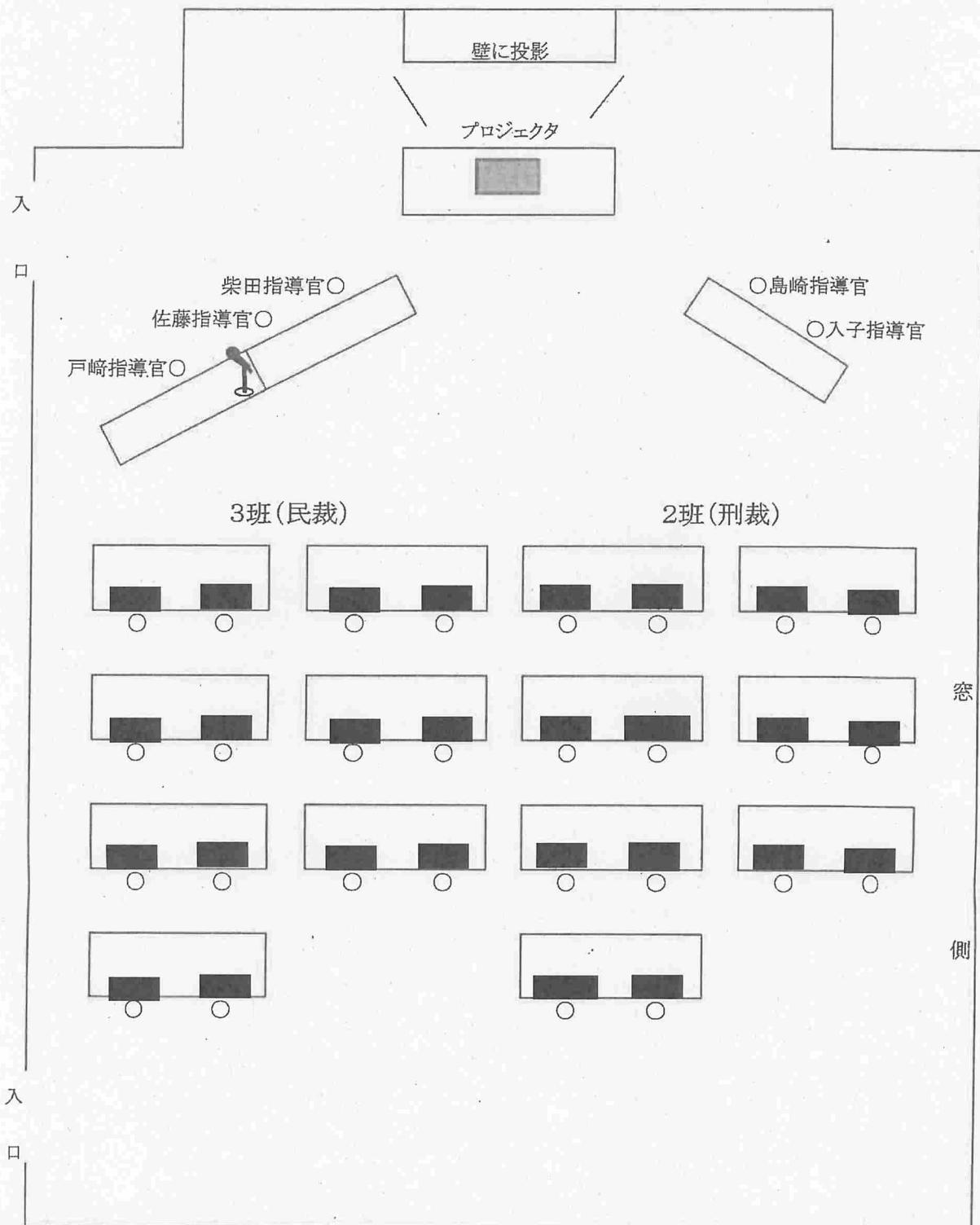


(別紙第3)

## 指導官によるオリエンテーション

日時 令和2年1月7日(火)午前10時5分~

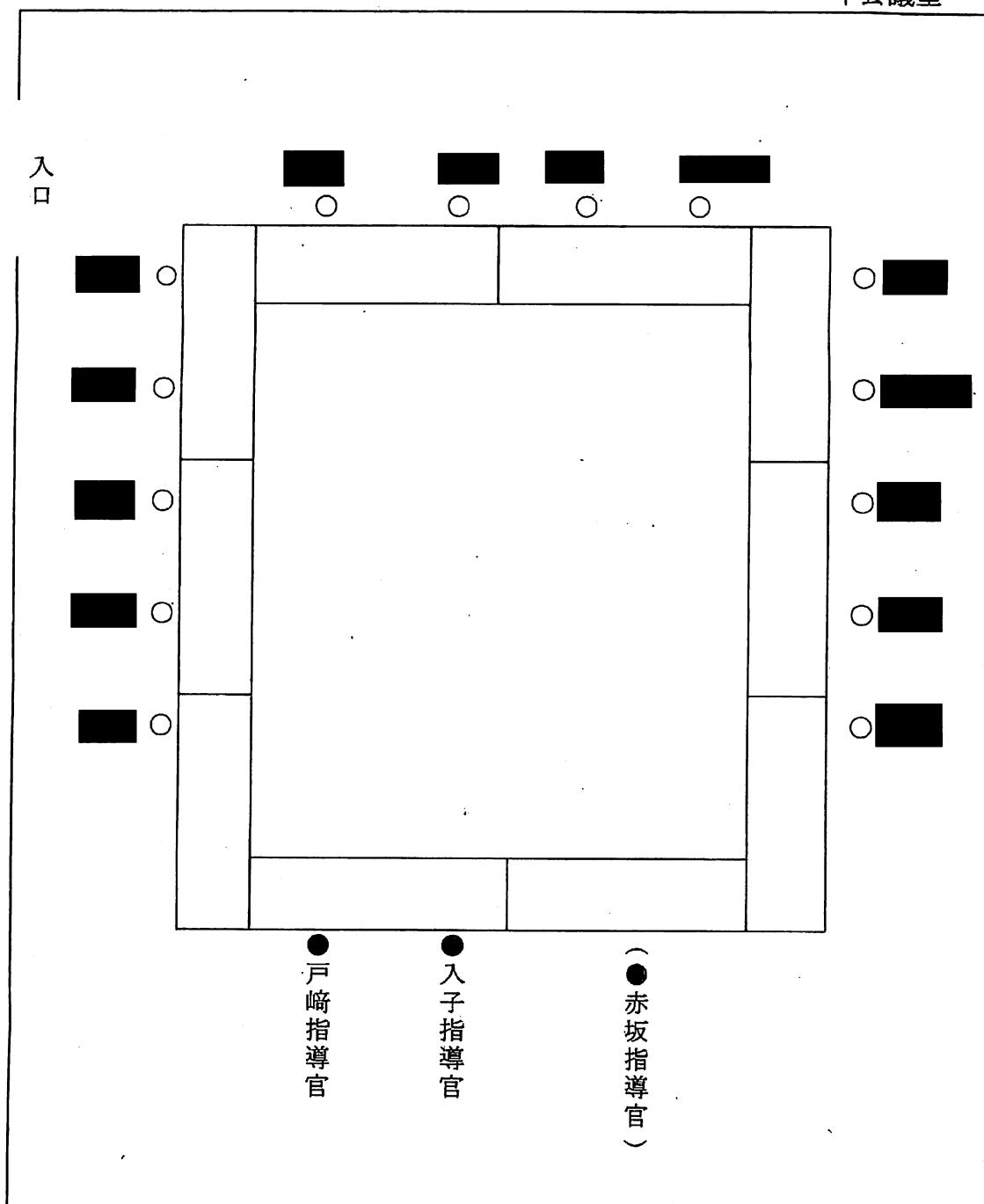
場所 大会議室



## 刑裁ガイダンス配席図

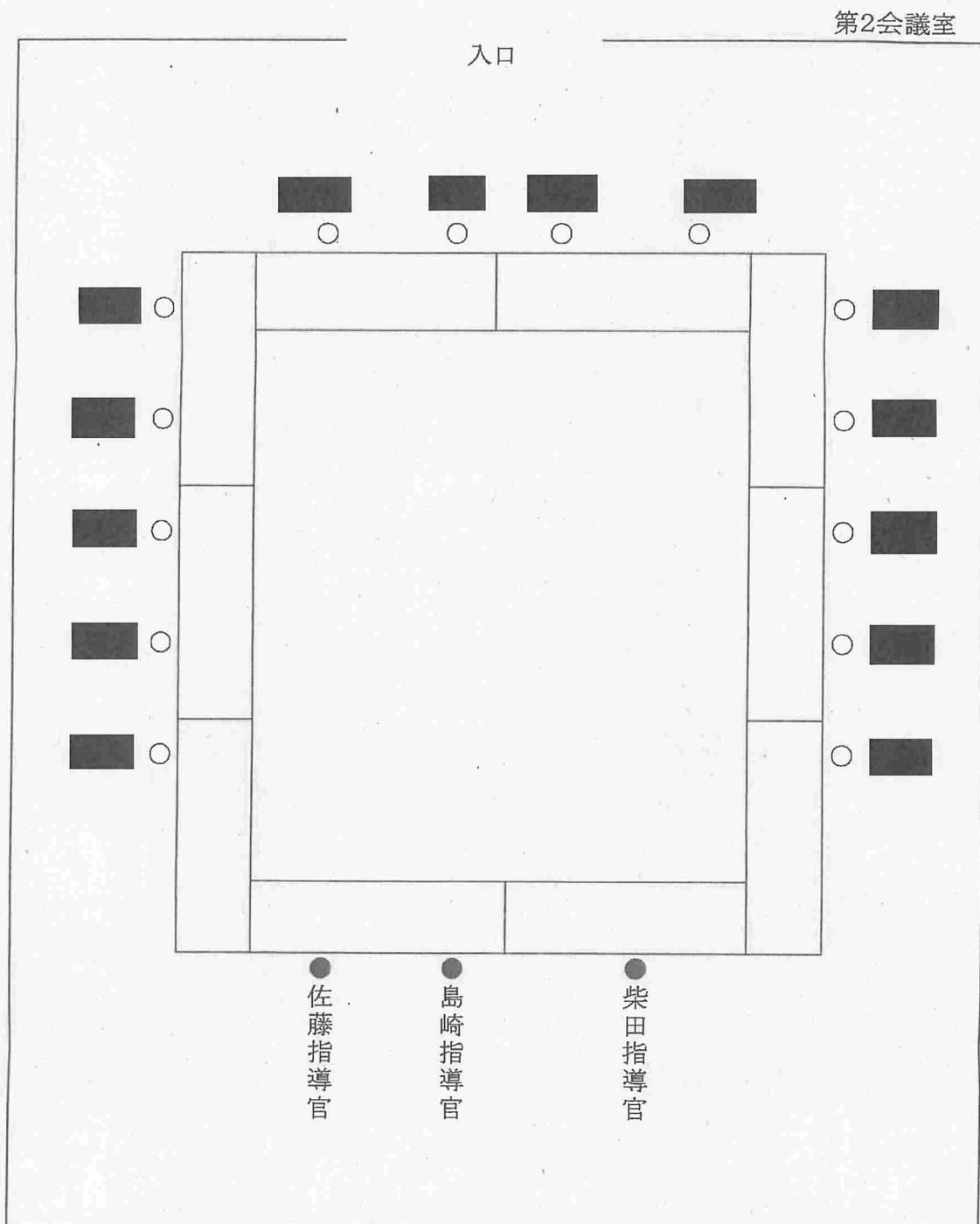
令和2年1月7日(火)午前11時30分～  
(2班)14人

中会議室



## 民裁ガイダンス配席図

令和2年1月7日(火)午前11時30分～  
(3班)14人

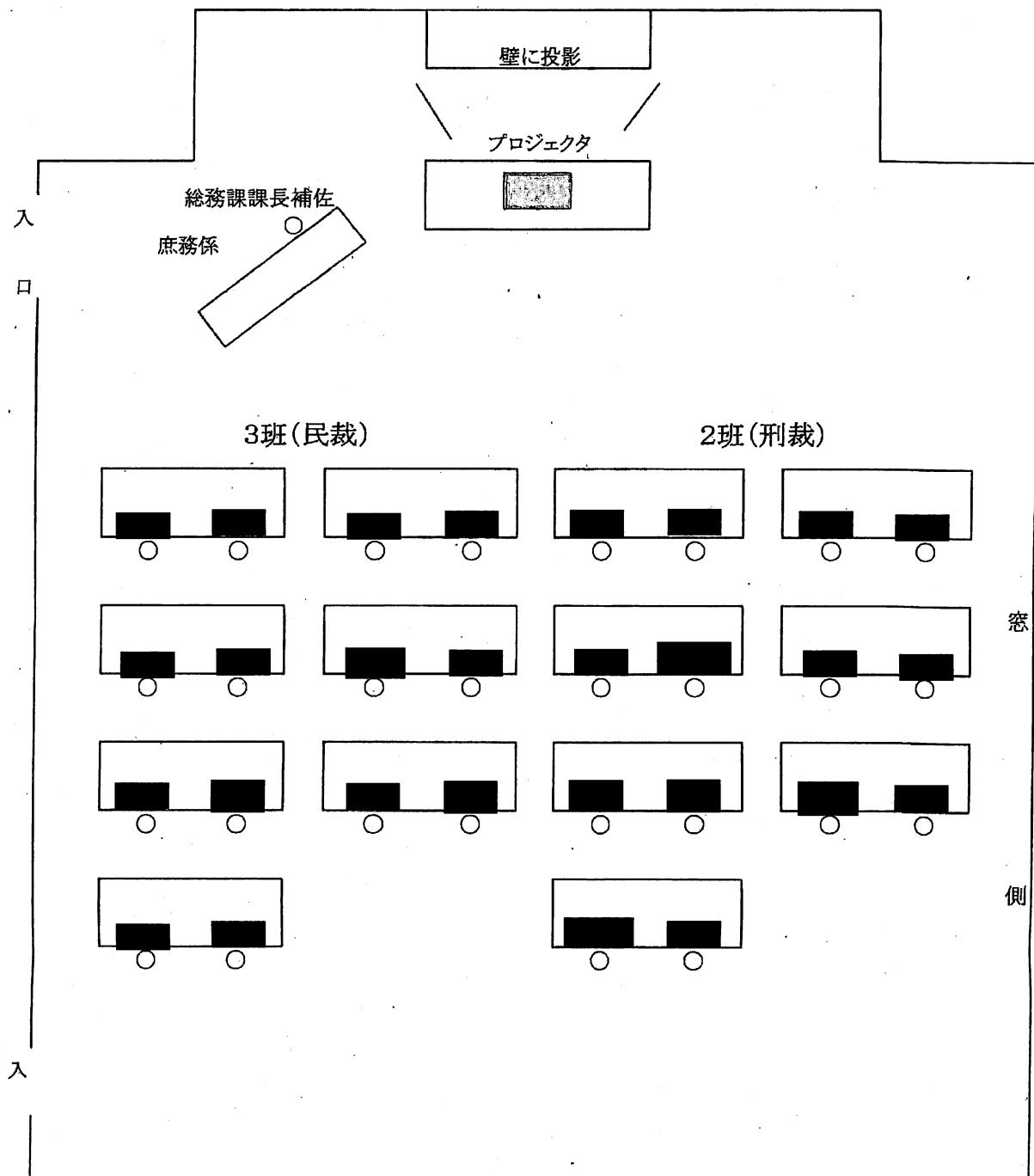


(別紙第6)

## 情報セキュリティ関係説明会

日時 令和2年1月7日(火)午後1時30分~

場所 大会議室



## 第 7 3 期司法修習生裁判所実務修習開始式

### 所 長 挨 拶

第 7 3 期司法修習生の裁判所実務修習開始式に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

京都配属の第 7 3 期司法修習生を迎へ、裁判所の実務修習開始式を開催できることは、誠に喜ばしい限りであり、京都地方裁判所は、序をあげて、修習生の皆さんを心より歓迎いたします。

京都に配属された第 7 3 期司法修習生 56 人のうち 28 人の皆さんが、司法研修所での導入修習に続き、本日から当裁判所において実務修習に入ります。

実務修習は、これまでに習得した法律知識を更に高めるとともに、法曹たるにふさわしい実務能力を修得するために行われるものです。これから約 8箇月間の実務修習では、法科大学院での研究あるいは司法研修所での導入修習等を踏まえ、裁判所、検察庁、弁護士会において、各指導官のもと、実務上の知識や基本的な技術はもちろんのこと、法曹としてのモラル、使命感、心構えといった法曹人としての在り方についてもしっかり身に付けていただきたいと思います。

未来のよりよき法曹界を支えうる人材となるためには、これから実務修習では、与えられた課題を単に消化するだけの受動的な姿勢ではなく、常に問題意識を持って、何事にも積極的かつ真摯に取り組み、自ら考え、文献等を調査し、結論を導き出していく姿勢を通じて、実務家として不可欠な実力を涵養していただくことが必要です。また、実務修習中にお世話になる様々な方々、裁判官や検察官、弁護士のみならず、例えば、裁判所にあっては裁判所書記官をはじめとする裁判所の職員との出会いを通じ、多くのことを学び、その出会いに感謝の気持ちを持つと共に、社会人としての人間的な魅力を磨いていくことも大切です。

皆さんも御存知のとおり、近年、司法を取り巻く環境は大きく変化し、司法の役割はより深く、より広くなってきており、国民の司法に対する期待と関心はこれまでになく高まっています。皆さんには、常に社会の動向を注視し、世界の潮流も視野に入れながら、これから司法のあるべき姿を念頭に置いて、日々の修習に励んでいただきたいと思います。

また、司法に対する関心の高まりに伴って、修習生に対しても注目が集まっていることを自覚し、修習の場においてはもとより、私生活においても常に司法修習生としての誇りと自覚を持ち、自らの立場にふさわしい態度と行動をとられるよう期待します。

さらに、個人情報の保護・管理に対する国民の目は非常に厳しいものとなっています。修習生も例外ではなく、自分の扱う情報の重要性を理解し、情報漏洩に伴う裁判所に対する信頼の失墜が、裁判官だけでなく、検察官、弁護士を含む法曹関係者全体に対する信頼の失墜につながる深刻なものであることを認識して、絶対に情報漏洩等の情報セキュリティ違反を犯すことのないように注意してください。

8箇月の実務修習期間は極めて短いものであり、休んだり遊んだりしている暇はありません。健康にはくれぐれも留意して、実務修習を有意義なものにしてください。

皆さんの今後の奮闘を期待し、悔いを残さないよう充実した思い出深い修習生活を送られますよう祈念して、私の挨拶とします。

令和2年1月7日

京都地方裁判所長 松田亨